

アメリカ互惠通商協定政策の研究

木曾榮作

目次

- 一、互惠通商協定政策への轉換背景
- 二、互惠通商協定法の本質とその適用
- 三、互惠通商協定政策の實蹟とその國民經濟的意義

一、互惠通商協定政策への轉換背景

アメリカ合衆國は世界稀に見る廣域と豊富なる生産資源に恵まれつゝも、その建國の事情よりして之等資源の開發資本は殆ど總て之を舊世界たる歐洲に仰がざるを得ず、第一次世界大戰に到る迄の約百五十年間は實に國際資本輸入の歴史を辿つたのであつた。

「一七八三年條約」により初めてアメリカ合衆國は“free, sovereign, and independent states”の列に加はり、

茲に漸く獨立國家として登場することゝなつたが、この當時未だ獨立戰爭の經濟的負擔は去らず九百二十萬弗の外債を負ふてゐた。一八四三年には既に二億二千五百萬弗に達し、第一次歐洲大戰勃發當時に於ては七十二億弗の對外負債の持主とはなつてゐた。他面、その國富も第一回國勢調査施行年度たる一八五〇年には七十一億弗と發表せられたが、一九一四年には實に二千百二十億弗と算定せらるゝに到り、六十四ヶ年間に於て三十倍の増加を示してゐる¹⁾。然し、米國への海外資本の流入増大もその投資に對する利子支拂及元金償還を前提とするものであるから、この元利支拂資金をその投資産業より生ずる利潤によつて總てを支辨し得ない限り、何處かに之を求めなければならぬ。米國は之を輸出超過の方法に俟つたのである。然るに米國産業が漸次その發展過程を辿るに伴ひ先進資本主義國との經濟的競争に對抗するの必要に迫られ、その輸出貿易促進の要求は愈々切實となるに到つた。茲に於て米國貿易政策は典型的保護貿易主義の一色に塗りつぶされることゝなり、この動向は第一表によつてよくうかゞはれるであらう。

次表に見る如く、一九一〇年より一九三三年に亘る約四半世紀間に於て、關稅率の改定は四度に及んだが、年平均從價率は二割七分と五割二分六厘とを結ぶ高率關稅主義が堅持せられてゐたのである。曰く「内外生産費差額の均等化關稅」、曰く「競争的關稅」又曰く「伸縮關稅」乃至は「科學的關稅」等とその名を異にするも、何れも一貫せる保護貿易主義の顯現であり、この政策の轉換は常に米國の産業資本家、農業經營者及勞働者の執拗なる反對の聲にさへぎられてゐたのであつた。一九二九年以後の世界經濟不況時代にあつてすら、關

(第一表) 米國平均輸入從價稅率比較²⁾
(自1910年至1933年)

關 稅 法	平均輸入 從價稅率
Payne-Aldrich Act	
1910年	41.5%
1911年	41.2%
1912年	40.1%
1913年	40.0%
年平均	40.7%
Underwood Act	
1914年	37.6%
1915年	33.4%
1916年	30.7%
1917年	27.2%
1918年	24.1%
1918年(6月—12月)	24.4%
1919年	21.3%
1920年	16.4%
1921年	29.4%
1922年	38.1%
年平均	27.0%
Fordney-McCumber Act	
1923年	36.2%
1924年	36.5%
1925年	37.6%
1926年	39.3%
1927年	38.8%
1928年	38.8%
1929年	40.1%
1930年(1月1日—6月17日)	44.6%
年平均	38.5%
Hawley-Smoot Act	
1930年(6月18日—12月31日)	44.8%
1931年	53.2%
1932年	59.1%
1933年	53.5%
年平均	52.6%

稅率引下に對する輿論の全幅的支持を見出すことを得なかつたが、之には次の一般的及特殊的事情の存在を前提としてゐるものと考へられる。

即ち、過去に於て屢々米國に見らるゝ事實は景氣循環過程に於て所謂 Recession に入るや、關稅引上の運動が活潑となつたことであるが、之は經濟不況に基因する物價下落が必然的に一經濟單位内に於ける商品の販賣價格と生産費との相關々係を紊すといふ因果關係に結びつけて考へられなければならぬ。之は米國の工業にとつては二つの結果を招來する。その一は生産制限、從つて生産諸要素の使用減少となり、之が更に貨幣所得額

を減じ、物價下落の度を益々深からしめ遂に生産制限強化に到らしめることであり、その二は景氣の下降的傾向が減退しつゝある購買力吸収に對する生産者側の競争を激化せしめることである。かくして、同一商品内及異種商品間の競争は愈々深刻化する。かゝる場合に於て、輸入商品がこの間に介在してこの競争の本源となるときは、或政治壓力が政府に及びその對策を要請し、關稅引上運動が表面化することとなる。

米國の農業部面に於ても略々同様の事實が見られる。即ち、經濟不況の結果として農產物價格が下落傾向を辿りつゝあるにも拘らず、一定額の貨幣所得を維持せんとする意圖の下に農產物の生産増加が行はれる。然るに、需要は飽和點に達したるに供給量は増加しつゝあるため、農產物價下落は促進せられ、こゝにも工業の場合と等しく、何等かの保護政策が要請せられるに到る。高度の工業化過程にある米國は、一大農業國の他面を持つてゐるのであるから、かゝる産業界不振の情勢下に於ては農・工兩部面共に同様の影響を受けるのは蓋し當然であらう。

之に加ふるに、外的事情として諸外國の平價切下の影響が米國の輸出貿易に及び、之に對抗せんがために「補整附加稅」(Compensating Surtax) 賦課法案の提出を見ることとなり、かゝる外的要素に基因して保護貿易政策が益々強化せられ、更に、「産業復興法」(National Industrial Recovery Act) 及「農業調整法」(Agricultural Adjustment Act) の國民經濟的含蓄が、國內産業復興計劃の遂行を容易ならしむるために、國內經濟を外的經濟要素より隔絶せんとする所にあつたことは、米國の貿易政策の保護主義的色彩を濃化せしむる促進的役割を

演じたことは明らかである。之等の諸要因に加ふるに、世界的國家風潮とも云ふべき自給自足經濟政策の進展は、國際分業に對する一大障碍となり、之もまた米國貿易政策轉換の上に消極的要素となつたことは否み得な
50

以上によつて、明らかなる如く一九二九年以後の經濟不況時代の、米國の經濟發展過程に於ては、國內經濟的利害關係が支配的な力を持つてゐたものである。換言すれば、米國の經濟政策は主としてその豊富なる生産資源の開發と製造工業組織の發展にその基調を置いてゐたもので、この意味に於ては米國民は“Distribution-conscious”よりはむしろ“Production-conscious”であつたと云ひ得べく、これがその經濟政策に強く反映してゐたのである。³⁾之が最も端的にしかも最も強く具現せられたのは、一九三〇年に共和黨政府により議會に上程せしめられた Hawley-Smoot Tariff Act であり、之は既に示した如く、年平均從價稅率五二・六%といふ一九一〇年以來の最高關稅率を賦課して、米國農業を世界經濟不況より救ひ、以て諸他の産業の發展を圖り、米國勞働者の生活安定を期せんとしたのであつた。本關稅法案の上程せらるゝや、今迄に見られざる反對運動が内外より起り、先づ四十六州の百七十九大學の經濟學教授千餘人が「本法案大統領署名反對請願書」(Economists Petition against the Signing of the Hawley-Smoot Tariff Act)を提出し、次の如く米國の國民經濟的見地よりこの法案通過に強硬なる反對的態度を示したのである。⁴⁾

(一) 「本法案の意圖するが如き關稅率引上はまさに誤謬である。何となれば、之は國內消費者支拂の價格を

引上げることゝ外ならず、ヨリ高き生産費による生産を奨励し、従つて消費者の浪費と非能率的産業を助成することゝなり、ヨリ安き生産費による生産業者を一層擁護して、ヨリ高率の利潤を収めしめ之を消費者に轉嫁することゝなる。」

(二) 「かくて、本法は國民大多數の生活費を引上げてその生活に累を及ぼす結果を生ずべく、かゝる關稅法改定により利益を得るはまことに一部少數の國民に止まる。」

(三) 「農民の大多數もまた損失を蒙るべく、彼等の生産する棉花・豚肉・豚脂及小麥は何れも輸出向生産品であり、之等は國內市場に於ては激しき競争もなく、従て農民は彼等の賣らんとする生産品及び買はんとする製造品一般への關稅率増加によつて二重の打撃を受けるものである。」

(四) 「米國の輸出貿易は輸入關稅引上によつて惡影響を受くることゝなる。何となれば、諸外國よりの輸入を阻止すれば、彼等もまた米國よりの輸入品を制限すべく、我等の輸入阻止の度が加重するに従つて彼等も益々之に報復することゝなるべく、銅・自動車及農業用機械類の輸出も農産品と同じく不振となるであらう。」

(五) 「我等は、アメリカ合衆國の製造業者と雖もまた關稅引上を必要とするものとは信じ得ない。「大統領任命米國最近經濟變遷調査委員報告書」(The Report of the President's Committee on Recent Economic Changes)

に於ても、世界大戰後、米國の生産能率は増加し、生産費は低下し、利潤は驚異的迅速度を以て増大しつゝありと報告してゐる。米國の製造工場は國民の消費製造品の九六%を供給し、製造業者はその機械生産力の増大

による、ヨリ多くの生産品の販路を海外に求めんとしてゐるものである。かゝる秋に於ける通商への障碍は決して策の得たるものではない。」

(五) 「米國民中外國企業への投資者も多數に上る。米國商工省は、歐洲大戰々債を除外しても、一九二九年一月一日現在に於てその額は百二十五億五千五百萬弗乃至百四十五億五千五百萬弗に達すると概算してゐるが、之等の對外投資者もまた關稅引上により外國債務者が自國輸出貿易不振のため利子支拂に困難を感ずることゝなるを以て、結局打撃を蒙らざるを得ない。」

(六) 「米國は今や失業問題に直面してゐる。關稅引上支持者は之により、失業者に職を與へるものと主張してゐるが、之は妥當ではない。」

(七) 「最後に、かゝる高率關稅政策が國際關係に及ぼす影響について、政府の慎重なる考慮を要請するものである。アメリカ合衆國は一九二七年國際聯盟主催の世界經濟會議に於て主導的役割を演じたが、同會議は「今や世界は關稅引上に終焉を告げ、正に反對方向に行動すべき時期に到達した」との決議案を採擇したのであつた。今政府が提案したる關稅改革案は右の協定にも反し、他の諸國をして競ふて貿易障碍を高めしむることゝなり、かくて關稅戰は世界平和促進を妨ぐることゝなる。」

之と呼應して、米國產業界の鬪將フオードも七百五十種に上る自動車工業原料品の關稅引上に反對するに到り、更に米國への輸出國三十三ヶ國も本法制定に反對して米國政府に抗議するに及んだのである。我日本もま

(第二表) 西班牙國乗用自動車輸入額⁷⁾

年次	輸入額合計	米國よりの額 輸入
1929	17,240,000弗	10,290,000弗
1930	10,190,000弗	5,605,000弗
1931	1,196,000弗	586,000弗
1932 (11ヶ月)	1,980,000弗	334,000弗

(第三表) 西班牙國ゴムタイヤ輸入額⁸⁾

年次	輸入額合計	米國よりの額 輸入
1929	7,897,826弗	3,602,715弗
1930	6,361,880弗	3,136,222弗
1931	2,340,178弗	800,340弗
1932 (10ヶ月)	1,553,361弗	133,052弗

たその一國であるが、我國よりの輸出品に對する五%より二〇〇%に上る關稅率引上が、對米輸出産業に従事する我國民及び米國貿易關係業者並に勞働者に及ぼす影響の甚大なる所以を明らかにして考慮方を促したのであつた。⁵⁾

然し、かゝる内外の阻止運動も効を奏せず、本法は遂に一九三〇年六月十七日に議會を通過する所となり、翌十八日施行せられたのである。之は如何なる反響を諸外國に呼び起したであらうか。

先づ西班牙政府は一九三〇年七月二十三日、アメリカ政府との最惠國約款を破棄し、關稅法を改定し新たに伊太利及佛蘭西と通商協定を締結するに到つた。その結果、アメリカ製自動車及ゴムタイヤ購入國として有望視されてゐたこの市場は他の競争國の手に奪はるゝことになつた。上表はこの經過を明瞭に物語つてゐる。⁶⁾

伊太利政府もまた七月に到り、米國より輸入の自動車及同部分品・ラヂオ機械及其他輸入原料品に對し關稅引上を報復的に行ふに到り、兩國間の貿易關

係は第四表の如く急激に縮減することゝなつた。

(第四表) 米・伊貿易統計⁹⁾

(單位 百萬弗)

年次	米國よりの額 米輸入	米國への額 米輸出
1927	202	84
1928	211	80
1929	186	90
1930	133	70
1931	70	55
1932	58	34

瑞西國も之等と相應じて米國品の不買運動を支持するの手段に出づ

るに及んで、對米貿易は不振となり、瑞西より米國への輸出貿易は一
九二九年に於ては二億スウキス・フランに上つてゐたが、一九三〇年
には一億四千萬スウキス・フランに、一九三一年には九千萬スウキス・
フランに下降し、また輸入も一九二九年の二億九千萬スウキス・フラ
ンより、一九三〇年には二億スウキス・フランとなり、一九三一年に
は一億六千萬スウキス・フランに迄減退したのである。

佛蘭西は一九三一年七月、輸入石炭に割當制を實施したるを初めと
して、翌年七月迄に實に一千百三十一品目に對して輸入割當を行ふに
到つた。之は、米國の關稅引上に對する直接的報復手段には非ずして

むしろ佛國の國內經濟調整の意圖の下になされたものであるが、米・佛貿易への一大障礙となつたことは論を
俟たない。

加奈陀は保守黨政府の登場と共に一九三一年六月、前年度の財政不足額七千五百萬弗補正の方針の下に、關
稅改正の方策に出でたるため、米國よりの輸出二億弗は直接の影響を受くることゝなつた。更に、一九三二年

(第五表) 米國外國貿易額¹²⁾

(單位 百萬弗)

年次	輸出	輸入	貿易尻
1929	5,241	4,400	+ 841
1930	3,843	3,061	+ 782
1931	2,424	2,090	+ 334
1932	1,612	1,323	+ 289
1933	1,675	1,450	+ 225
1934	2,133	1,655	+ 478
1935	2,283	2,047	+ 236
1936	2,456	2,423	+ 33
1937	3,345	3,084	+ 261
1938	3,094	1,960	+ 1,134
1939	3,177	2,318	+ 859

の「オタワ協定」(Ottawa Agreement) は英帝國及自治領・植民地との通商に特惠待遇を賦與することとなり、米國よりの輸入は著しく縮減するに到つたことは當然である。この協定のため、約九千萬弗の輸出貿易の減退を示したと米國商工省は算定してゐることに徴してもその影響が如何に甚大なるかがうかがわれる。¹⁰⁾

英帝國また「オタワ協定」の指導國として協定ブロック外の諸國に對しては保護貿易政策を強化する動向を辿ることは當然であり、その結果として米國は一九三〇年度に於ては對英輸出貿易中、六千九百萬弗が關稅

引上の打撃を蒙り、進んで一九三二年には、英國市場に販路を有する米國品の一割乃至三割が影響を受くることとなり、之は三億七千二百萬弗に及ぶ巨額に達したのである。¹¹⁾

かくして、米國の貿易政策は一九二九年直後に於ける關稅引上政策により、當時の世界經濟動向に逆行するの結果を招來し、國內的には、産業の萎縮、従つて失業者群を増加し、對外的には世界經濟不況に加ふるに各國の報復手段による輸出貿易の不振を齎すこととなつたのである。米國外國貿易の實相は第五表によつ

(第六表) 農産物及其他生産物輸出額¹³⁾

(單位 百萬弗)

年次	農産物		其他生産物	
	金額	輸出總額に對する%	金額	輸出總額に對する%
1929	1,693	32.8	3,464	67.2
1930	1,201	31.8	2,580	68.2
1931	821	34.5	1,557	65.5
1932	662	42.0	914	58.0
1933	694	42.2	953	57.8
1934	733	34.9	1,367	65.1
1935	747	33.3	1,496	66.7
1936	709	29.3	1,709	70.6
1937	795	24.1	2,500	75.9

アメリカ互惠通商協定政策の研究 (木曾)

て觀取せられるであらう。

第五表によれば、輸出入貿易ともに一九三〇年以後、互惠通商協定政策に轉換前の一九三三年に到る迄急激に減少し、輸出は一九三二年最も不振に陥り、一九二九年の三〇・七%に過ぎず、また之に應じて輸入も一九三三年は最低額を示し一九二九年の三〇%といふ慘めな姿となつた。一九二九年に八億四千百萬弗の出超を見ながら、一九三三年には僅かにその三四・三%に相當する二億八千九百萬弗の輸出超過となつたことも蓋し當然の結果であらう。

の結果であらう。

かくの如き、米國の關稅政策轉換に基因する——尤も一部は生産費差額上の有利性の轉移にもよるが——貿易の不振、特に輸出貿易への影響度を分析して見るに、先づ農産物及其他の生産物に大別してその消長を辿ると次の如くである。最低輸出額を示した一九三二年に於ける農産物輸出額は一九二九年に比し、六割九厘の減少となり、其他の生産物もまた七割三分七厘の激減振りである。一國の輸出貿易がその國民經濟に對して持つ重要度測定の有効なる指標の一は、商品の總生産額とその輸出額との對比であるが、米國の場合につ

いて見るに、第一次歐洲大戰中は一割乃至一割六分の高率を示してゐたが、之は異例と見るも、一九二九年の九分八厘より一九三三年の六分六厘への顛落は、その國民經濟への影響が頗る甚大であるといふ他面を持つものであることを看過し得ない。之を先づ勞働の部面について見るに、一九二九年の米國失業者数は四十六萬九千人にして、一九三〇年には三百八十四萬九千人に激増し、一九三三年に於ては實に一千二百七十七萬三千人の最高記録を示してゐるが、¹⁴⁾之は勿論、主として國內經濟不況に基くものではあるが、この不況が國際經濟と深い關聯を持つこと、従つて輸出貿易不振が密接に結び付いてゐることは論を俟たぬ。更に之を國民所得及生活費の部面より觀察するに、一九二九年の米國勞働者一人當り平均所得は千四百五十弗なりしに、一九三三年には千百六十七弗に、翌三三年には千八十二弗に低下し、勞働者生活費は一九二九年一〇〇%に對し、一九三二年八〇・二%、一九三三年七六・二%に夫々縮減してゐる。¹⁵⁾貨幣價值變動の修正度も考慮に入れるべきではあるが、勞働者の個人所得の激減が不可避免的にその消費經濟を規制することゝなつたその度合が充分にうかゞはれ、之が直ちに勞働者及一般國民の購買力を收縮せしめたことは、小賣賣上高が一九二九年の四百九十一億一千四百萬弗より一九三三年の二百五十億三千七百萬弗への急降下、即ち四九・一%の減少の事實によつても證左せられるであらう。¹⁶⁾

通商貿易不振が如何なる程度に米國の國民經濟に影響を及ぼしたかといふことの的確なる論證は、種々の經濟的要因を分離し得ない限り、絶對的意味に於ては不可能である。然し、以上の統計的事實を通しての考察は

相對的的確性をもち得ると信ずる。

アメリカ合衆國の國際通商場裡に保つ地位もまた一九二九年以來の世界經濟不況と、之に拍車をかけた一九三〇年の關稅引上政策によつて直接的影響を蒙ることとなり、主要國際輸出商品の世界輸出貿易に占むるパーセンテージは一九二九年と一九三二年との間に於て次表に見る如き低下を示したのであつた。

(第七表) 米國輸出商品の世界輸出貿易に於ける減退率¹⁷⁾

商 品 名	世界輸出額に對する 米國輸出額對比	
	1929年	1932年
豚 肉 (罐詰を除く)	30—40%	12—16%
豚 肉 (罐 詰)	40—60%	15—20%
皮 革	10—12%	4—6%
麥 芽	10%	4%
唐 蜀 黍	15%	5%
オ ー ト ミ ー ル	40—60%	15—25%
ゴ ー ム 製 品	30%	18%
硫 黄 製 品	78%	54%
鋼 製 品	13%	5%
鐵 道 用 材 料	10%	4%
鐵 鋼管及取付器具類	27%	6%
農 業 用 機 械	65%	40%
ト ラ ク タ ー	85%	55%
發 聲 映 寫 機 械	90%	50%
活 動 寫 真 用 フ ィ ル ム	80—90%	60—75%

一九三〇年の Hawley-Smoot 關稅法

に對する各方面よりの攻撃非難は必ずしも、總てが當れりとする事は出来ないが、第一次歐洲大戰後の世界經濟機構は既に戦前のそれと異なる實體を具へたものであることを認識せねばならぬ。即ち戦前にあつては各貿易國の通貨安定が前提條件として認められ、これにより資本主義體制下に於ける生産者は相當の確實性を以て生産費及その利潤率算定をなし得

たものであり、各國通貨は一定の爲替相場に基き自由に交換せられ之が國際經濟自由競争の基底をなし、更に

關稅を措いては外に商品交通上に何等の量的通商制限が存在せず、従つて貿易品の價格に影響を及ぼすは原則として關稅のみであり、個人の努力並に個人企業活動が商品及通貨の移動を支配決定したのであつた。かゝる戦前の國際經濟機構が相次いで崩壊するに及び、各國が「傾向としての國民主義」・「要求としての國民主義」乃至は「戰術としての國民主義」へと進み行く趨向は容易に首肯せらるゝ所であり、¹⁸⁾之が自給自足經濟主義の裏付によつて、國際分業原理に基く國際貿易機構の運行方向を歪曲したのである。之に加ふるに米國は第一次歐洲大戰によつて一躍して債務國より世界的債權國に化するに及び、かゝる急激なる變化への米國民の精神的及社會的調節が頗る不満足なものであつたことは見逃し得ない事實であり、¹⁹⁾之が外的變化と相俟つて益々米國の經濟政策の方向を誤らしめたのであつた。

米國の外國貿易が米國の經濟繁榮上に至大の影響を及ぼす事實を認める限り、一九二九年以來の貿易動向は早くも經濟政策専門家の間に於て、戦後の米國經濟政策、特にその貿易政策検討の機運を醸成するに到り、國際的經濟の均衡樹立及維持のため、ヨリ合理的なる貿易政策確立が最も緊要且急務なりと叫ばるゝに到つた。米國貿易政策のヨリ高度の自由化が米國の國民經濟發展に要請せられ、このためにヨリ低率、ヨリ運用自在なる關稅制度が必須なりとの全面的意見一致が有力に表面化し、²⁰⁾一九三二年十月には米國內大學専門學校の經濟學者百八十名が連名にて、關稅法改正請願書をフーズア大統領に提出し、また全米商業會議所を始め實業界有力者の間に於ても本運動の烽火が擧げらるゝに到つた。この動向は政治部面にも反響を起し、一九三一年六月

下院民主黨議員ユーデル・ハル (Cordell Hull) は貿易政策遂行の手段として「互惠通商協定」を示唆し、之が上院議員 K. McKellar によりて具體化せられ、Hawley-Smoot 關稅法の廢棄が唱導せらるゝことゝなつたのである。²¹⁾ フランクリン・D・ルーズヴェルト及他の民主黨領袖は夙に「互惠關稅政策」(Reciprocal Tariffs) の強力なる支持者であり、一九三二年の大統領選舉戰に於て、ルーズヴェルトは民主黨の政綱として之を掲げ Hawley-Smoot 關稅法を縱横に論難して、互惠的關稅引下による外國貿易振興が最も望ましき方策なりと叫んだのであつた。かくして輿論は漸次喚起せられ、民主黨の優勢となるに伴ひ互惠通商協定政策が米國の新貿易政策として登場する日の近きを思はしむるに到つた。²²⁾

かくして、一九三二年秋ルーズヴェルトは七百萬票の大差を以て大統領に當選するに及び、翌年一月關稅委員會 (U. S. Tariff Commission) に諸外國との通商關係調査資料の編成及關稅引下交渉政策に對する意見上申方を命ずる法案を議會に上程通過せしむるに到り、こゝに互惠通商協定政策への準備工作が具體化せらるゝ段階に達したのである。

關稅委員會はこの命令に従ひ鋭意努力の結果、頗る豊富なる資料を蒐集し、八ヶ條に亘る意見を具申するに及んだ。即ち、その第一、二及三條は「無條件最惠國約款」(Unconditional most-favored-nation clause) の採擇を勧めたるものであり、第四條は大統領が外國と互惠的關稅率引下協定を一定限度内に於てなし得る權限を議會に依つて賦與せらるべきこと、第五條は互惠的關稅率引下の技術的運用方法を提案し、殘る三ヶ條に於ては

多邊的關稅協定の可能性に就て recommend したのである。²³⁾

然し當時の新國內經濟政策たる NIRA の運用は關稅引下政策と利害衝突する部面が存したること、並びに對外經濟政策に比し、對內經濟政策の確立がヨリ重視せらるゝ事情にあつたことから、互惠通商協定政策の實現は遅延せしめらるゝことゝなつた。かかる情勢下に、七月に到りアルゼンチン・ブラジル・コロンビア・ポルトガル及スウェーデンの諸國と互惠通商協定締結の可能性について之等諸國に駐在の米國大使との間に瀕踏的交渉が行はれたが、之等の國々は何れも締結希望の旨を申越した。その結果、交渉の進捗を圖るの目的にて、Interdepartmental Advisory Board on Reciprocity Treaties が設置せられ、一九三二年の末近き頃、議會に於ては政府に對し關稅交渉權限賦與の意向が漸次濃厚となつて來たが、之は民主黨が國際通商上の障礙打開策として bilateral action をその政綱として提唱しその方向に忠實に努力しつゝあつたこと、ロンドンに於ける世界經濟會議決裂による國際通商障礙の増大動向に對して米國が之を阻止すべき立場にありたること及び亂脈的國際經濟の情勢下に於て、如何なる新態勢に對しても速かに且妥當なる行政的處置を執り得るために弾力性に富む委任權を政府に賦與することが急務であるといふ三つの要素に基くものであつた。²⁴⁾

翌一九三四年三月二日、ルーズヴェルト大統領は内外の情勢より時機到來せりとして遂に年來の懸案たりし互惠通商協定締結權限の要請に關する教書を議會に送つたのである。それに曰く「余に議會に對し、外國と通商協定締結の權限を行政部に賦與せられんことを要請するものなり、この權限行使上に於ては米國の農業及工

業の利益を齎し得る如く、現行關稅率及輸入諸制限の緩和修正を慎重に定められたる限度内に於て行ふものとす。……現在の如き變轉極りなき時代に於ては、國際通商動向の轉換がヨリ大規模に、ヨリ激しく行はれることは現在の趨向より觀るも明らかである。……若し米國政府が公正なる機會ある度毎に之に相應するの心構へなきときは、我貿易は奪ひ去らるべく、また時に應じて直ちに他國との通商條件を變改する用意なければ、米國は他國の差別的待遇より生ずる通商上の不利を防止し、米國貿易業者に不利なる關稅を阻止することを得ざることとなるべく、更にまた、米國が通商上直ちに何等かの成果を擧げ得る政策をとり得ずといふ感を外國に與ふることは、通商協定交渉上むしろ妨害となるべきものである²⁶⁾と。この日、本教書は直ちに議會に廻附せられ、The House Ways and Means Committee の chairman たる R.L. Doughton は本法案を下院に上程したのであるが、該法案は次の六要件から成立つてゐた。²⁷⁾

(一) 「現下の經濟不均衝是正に資するために、米國輸出品の市場開拓の目的を以て外國品輸入を規制するの權限を大統領に賦與すること。」

(二) 「右の目的に従ひ、大統領が米國の關稅制限が米國の外國貿易を不當に阻止し梗塞してゐること又は(一)の目的に資することを見出したるときは、輸入制限を緩和又は強化する通商協定締結交渉をなし得るものとす。」

(三) 「委任權限への限界として、大統領は現行關稅率の五割以上増減なし得ず、且無稅品と有稅品との間の

振替を行ひ得ざるものとす。」

(四) 「無條件最惠國約款は維持せらるべきこと。」

(五) 「Hawley-Smoot 關稅法の臨時附帶關稅條項は内外生産費差額均等條項と共に廢棄せらるべきこと。」

(六) 「本通商協定有効期間は三ヶ年とし、大統領の通商協定締結交渉上の權限の期間に對する制限はなきものとす。」

三月二十九日、下院は本案即ち「互惠通商協定法案」を通過せしめ、之を上院に廻附したが、「The Finance Committee」によつて、次の重要な一項が附加せられたのである。即ち、「利害關係方面をして大統領又は彼委任者に對し意見具申をなさしむる目的にて、政府が互惠通商協定締結の意圖ある旨を公示し、更に大統領は右通商協定締結前に政府の各關係より情報を蒐集すべきものとす」と。²⁸⁾ 上院に於ける本法案の討議は久しきに亘つたが、遂に六月七日如上の修正を施して通過し、六月十二日大統領の署名を得て茲に上程以來三ヶ月餘を経て法文化することゝはなつたのである。

- (1) Cleona Lewis, *America's Stake in International Investments*, 1938, Washington, D. C., pp. 151—3.
- (2) J. G. Smith, *Economic Planning and The Tariff, An Essay on Social Philosophy*, 1934, Princeton University Press, p.p. 210—1 (Appendix II).
- (3) William S. Culbertson, *Reciprocity, A National Policy for Foreign Trade*, 1937, New York, p. 42.
- (4) J. G. Smith, *ibid.*, p.p. 205—7 (Appendix I).

- (5) J. G. Smith, *ibid.*, p. 215 (Appendix III).
- (6) Joseph M. Jones, *Tariff Retaliation, Repercussions of the Hawley-Smoot Bill, 1934*, University of Pennsylvania Press, Philadelphia, p.p. 60—4.
- (7) J. M. Jones, *ibid.*, p. 61.
- (8) J. M. Jones, *ibid.*, p. 63.
- (9) J. M. Jones, *ibid.*, p. 90.
- (10) J. M. Jones, *ibid.*, p. 203.
- (11) J. M. Jones, *ibid.*, p. 238.
- (12) 一九三一年の統計に於て U. S. Department of Commerce, *The Balance of International Payments of the United States in 1937*, p. 113. 一九三一年の統計に於て U. S. Department of Commerce, *Commerce Reports*, Feb. 17, 1940, p. 169. 之を採録。
- (13) U. S. Department of Commerce, *Summary of United States Trade with World, 1937*, p. 22.
- (14) National Industrial Conference Board の發表統計に於て American Federation of Labour の統計によれば、一九二九年一入六萬人、一九三〇年四七七萬人、一九三二年一千三七二萬人となつて居る (The World Almanac, 1939, New York World-Telegram, p. 757)。
- (15) U. S. Department of Commerce, *National Income, 1926—36, 1937*, p. 21.
- (16) The World Almanac, 1939, *ibid.* p. 359.
- (17) J. G. Smith, *ibid.*, p. 218 (Appendix III).

- (18) 山田雄三「國際經濟と國民主義」(國際經濟研究第一卷第五號)。
 (19) W. S. Culbertson, *ibid.*, p. 58.
 (20) Henry J. Tasca, Ph.D., *The Reciprocal Trade Policy of the United States, A Study in Trade Philosophy*, 1938, University of Pennsylvania Press, p.p. 13—14.
 (21) H. J. Tasca, *ibid.*, p. 14.
 (22) H. J. Tasca, *ibid.*, p.p. 17—8.
 (23) H. J. Tasca, *ibid.*, p.p. 19—20.
 (24) NIRA に於ては、石油、アルコール性飲料、木材には quota 制限を課したる如きその一例である。
 (25) H. J. Tasca, *ibid.*, p. 29.
 (26) H. J. Tasca, *ibid.*, Appendix, p.p. 299—301.
 (27) H. J. Tasca, *ibid.*, p.p. 32—3.
 (28) H. J. Tasca, *ibid.*, p. 37.

二、互惠通商協定法の本質とその適用

第一次歐洲大戰後より一九三四年の「互惠通商協定法」制定に到る迄の米國の關稅政策は自主的・單一關稅をその本質としてゐたのである。²⁹⁾ 之等の關稅率は一九二二年及一九三〇年の關稅法によつて關稅委員會が内外生産差額均等化公式に基く僅少の修正以外は盡く議會の協賛に俟たなければならなかつた。併し關稅委員會の

調査に依れば、一九三四年七月一日現在に於て行政部に關稅改定權限を賦與せるは二十七ヶ國の多きに達したる狀況なるを以て、單一關稅にして且最惠國約款に基き而も關稅改定に議會の協賛を要する米國の關稅制度は諸外國と著しく異り、従つて大戰後の國際經濟動向に對處し得ざりし事情は既に詳説した所である。かゝる情勢下に於て、米國は一九二三年に到つて久しきに亘つて踏襲せる「條件付最惠國約款」(Conditional most-favor-
ed-nation clause)より脱却して「無條件最惠國約款」主義へと移行せざるを得ず、³⁰⁾その結果十年後の一九三三年四月一日現在には十四ヶ國と「條件付最惠國約款」に基き、二十九ヶ國と「無條件最惠國約款」を基調とする條約乃至は協定を締結する迄に到つたのであつた。米國の無條件最惠國約款主義が新通商政策の根幹として登場し、あるとき、世界には一九二九年以來新しき貿易統制方法——割當制、清算及求償協定、輸入許可制等が現出するに及んで米國の輸出業者は漸次ハンディキャップを感ずるに到り、茲に再び雙務的貿易尻調整及條件付最惠國約款に基く特惠的關稅協定交渉を以て最も現實に即したる通商政策なりとする強力なる提唱者すら出づることゝはなつたのである。³¹⁾

かゝる情勢裡に、一九三四年六月遂に「互惠通商協定法」(The Reciprocal Trade Agreements Act)が一九三〇年制定關稅法の第三部に「外國貿易振興」(Promotion of Foreign Trade)の名の下に追加制定せらるゝに到つたのであるが、その制定目的を觀るに次の如くである。³²⁾即ち、

「本法の目的とする所は、北米合衆國產品の外國販路を擴張するにあつて、(之は現時の非常時局下に於て米國

民の生活程度の回復、國內失業問題及現下の經濟不況の克服打開、米國民の購買力増進、米國の農業、工業、鑛業及商業の各種部門相互間に更に良好なる關係を樹立、維持せしむる上の助成手段としてある。之は合衆國への外國品の輸入を米國の各種生産部門の特質及必要に應じて規整し、かくして米國のかゝる生産各種部門に對して外國販路が供せらるゝに到るべく、しかもこれはかゝる生産各種部門が求め且發展せしむることを得る外國の販路と同等の販路を米國內に於て外國品に供與することによつて可能となるものである」と。

然らば、本法は如何なる特異性を有してゐるであらうか。先づ吾人の直ちに觀取し得ることは、本法制定の經濟的根據は米國々民經濟の繁榮にとつて、その外國貿易は不可分關係にあるといふ原則を是認した所に存するといふことである。過去に於て米國の外國貿易がその國民經濟に持つ意義に就て論議せられたことは屢々見る所であり、商品生産額とその輸出額との對比が近年七分前後なるを以て、往年の一割六分の如き比率と對照してその經濟的意義少しと斷ずる者もなしとはしないが、合衆國の生産及輸出額の相對的増減關係をも併せて考慮を要すべく、また生産の最終過程に於ける比較的少額の生産パーセンテージが企業利潤に大なる重要性を持つこと、従つて之が生産費の低減を齎すこと、かくして僅かに一割前後の輸出パーセンテージと雖も勞働、投資利潤及價格に尠からざる貢獻をなすものなりと論斷する根據は必ずしも却け難しと考へられる³³⁾。しかも、次に掲ぐる如き主要輸出品の生産額とその輸出額との比率は頗る重視すべきものがあるが、その輸出貿易を背景とする經濟、勞働、投資、國民購買力等を考慮に入るとき一入序上の論據が重きをなすべきであらう。

(第八表) 米國主要輸出品價額と生産額との比率³⁴⁾

品名	輸出額の生産額に對する比率			
	1923年	1929年	1933年	1937年
葉煙草	36.2%	41.2%	39.2%	36.1%
棉花	48.7%	54.8%	65.6%	43.7%
石油	2.3%	2.6%	4.1%	5.3%
燐灰石	49.8%	41.0%	45.0%	44.9%
肉製品	15.8%	10.3%	6.6%	2.2%
鮭罐詰	19.4%	12.2%	8.7%	15.7%
鱈罐詰	39.8%	53.5%	26.1%	28.8%
乾果	24.1%	46.0%	39.1%	36.1%
果物罐詰	18.8%	22.8%	20.8%	21.7%
松脂	63.0%	60.8%	54.5%	49.6%
硫黃	29.2%	35.1%	31.9%	27.8%
精銅	41.6%	36.2%	41.0%	32.7%
工業機械	12.7%	13.3%	11.2%	13.3%
農業機械	16.5%	25.1%	29.8%	10.6%
自動車	3.8%	12.9%	7.3%	10.1%
飛行機及部品	3.3%	11.6%	30.2%	26.7%

アメリカ互惠通商協定政策の研究 (木曾)

第二の特異性として挙げ得ることは、外國貿易と米國の國民經濟との不可分の關係是認の結果として、こゝに始めて輸出貿易と輸入貿易との根本的連鎖を認めるに到つたと云ふことである。この關聯は過去に於ては暗黙裡に無視せられてゐたものであるが、米國品の海外販路擴張のためには外國品輸入をヨリ自由にするの必要が認められ、これが法文化してこゝに米國の新通商政策の一根幹をなすこととなつたのである。尤も、外國の米國品に對する差別的待遇によつて新通商政策の目的達成を阻止することを防がんがために、關稅平等原則は最も慎重に本法中に織込まれ、従つて一九二三年以來米

國が採擇せる「無條件最惠國約款」主義がこの互惠通商協定法に頗る適切且有効なる形に於て含蓄せられてゐるのである。米國品に對する外國の差別的待遇は、一九二二年制定 Fordney-McCumber 關稅法の第三百十七款に定むる關稅委員會のかゝる差別的待遇の事實調査及大統領への意見具申義務に關する條項及一九三〇年 Hawley-Smoot 關稅法第三十八款に規定せらるゝ米國品の差別待遇國に對する大統領の報復的行政手段即ち輸入税の賦課、輸入禁止——に關する條項は依然として存續するものにして、この意味に於て「無條件最惠國約款」主義もその運用に於て自動的調節が加へられてゐるといへやう。換言すれば、互惠通商協定法は相互の輸入税引下讓歩により米國品の海外販路擴張の一武器たると共に、米國品の不當壓迫國に對する報復的武器たる他面をも兼ね備へるものであり、この二面性を背景として外國品の或限度内に於ける輸入助長を圖り、同時に米國品の海外進出を促進せしめんとするものである。

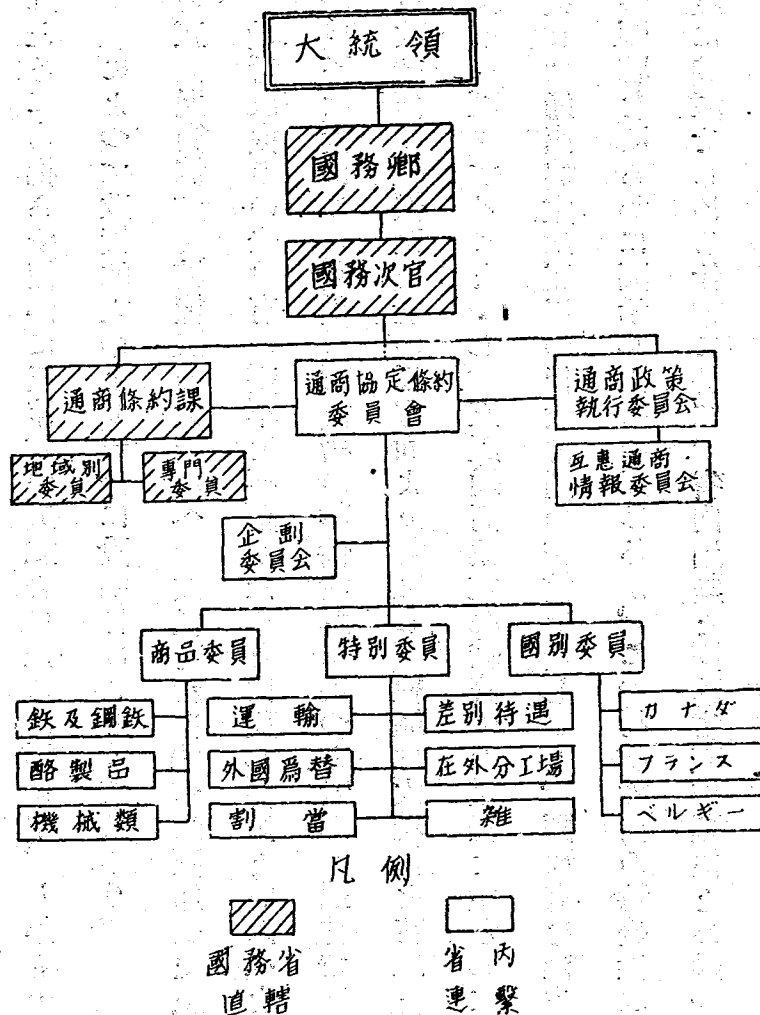
第三の特質は傳統的單一自主關稅制度の放棄に見出し得やう。互惠通商協定政策に於ては、一般的、協定稅率制度か創設せられ、米國大統領は「無條件最惠國約款」を基調として雙務的交渉により多邊的關稅修正交渉をなし得る權限を有し、しかも關稅率改定は國際通商協定の形式を通じてのみなさることとなつたのである。

最後の特異性としては、本法に基く通商協定締結は上下兩院の協賛を必要とせざることを擧げねばならない。抑々アメリカ合衆國憲法の定むる所に依れば、大統領は上院の勸告及協賛により條約締結の權限を代行す

ることを得るものであり、かくして締結せられたる條約は憲法と共にアメリカ合衆國の最高法 (the supreme law) である。然らばかゝるアメリカ合衆國にとつて無上法の一たる條約締結權限を議會が何が故に大統領に賦與したかが一應吟味せられねばならぬが、法理論は別として³⁵⁾、かくの如き大統領への劃期的權限賦與は、互惠通商協定締結の餘りにも慘めな過去の歴史的事實——即ち一九三三年迄に二十一の互惠通商協定締結交渉がなされたるにも拘らず僅かに三協定の成立を見たるに過ぎず、しかも十六案は上院に於て却下せられたのであるが³⁶⁾——によつて政策的立場より充分に説明付けらるゝであらう。

斯る互惠通商協定締結權限の大統領への委任それ自體が米國通商史上に類を見ざるものたると同時に、之は米國關稅行政機構の未曾有の變革を要請したことは蓋し當然といふべきであらう。何となれば、互惠通商協定政策の成否は實にこの關稅行政機構の整備活動に俟つと云ふも過言ではないからである。この立場より、大統領は行政機構の組織及機能の二方面より考究し、組織は大統領を首班とし之に國務卿を直屬せしめ、國務次官は國務卿に直屬することとし、互惠通商協定締結交渉の重任を主として國務卿の所管に歸せしめたのである。國務次官は通商協定法運用の行政部門の統轄をなしつゝ、國務卿を補佐するの任に當るものにして、第九表は此等の關聯を明らかに圖示したものであるが、この行政機構の特異性は關係各省・局・部間の傳統的摩擦を最少限度に縮減せしめる仕方³⁷⁾に於て、省内連繫と國務省直轄關係との融合聯關に重點を置いた所に存する。或る特定國との互惠通商協定締結交渉は一定の方式によるものではなく、各場合により種々の型を示すもの

(第九表) 米國通商協定締結機關組織圖³⁷⁾



を採擇するに及んで相手國政府との間に愈々正式に豫備的會談が行はるゝ段階に入るのが正道ではあるが、この楷梯に達せざる以前に非公式會談乃至は打診が米國又は相手國のイニシアティブによつて行はれるのがむしろ普通である。この會談の中に互惠通商協定締結の可能性が充分検討せられるが、その最も重要な決定要素

であるが、一國との互惠通商協定を本格的に考慮するに先立つて、該國との現存貿易關係を基礎として果して該國と互惠通商協定が圓滑に締結さるゝと信すべき理由あるやが企劃委員會によつて豫備的研究資料に基き検討せられ、その可能性ありと認められるときは該委員會はこの旨を通商協定條約委員會に具申し以て該國を「實行表」(Active List)に加入方を勸奨するのである。通商協定條約委員會が之

は相手國の通商政策が如何なる程度迄米國の互惠通商協定政策に一致するやといふ點に存する。この中核過程を圓滑に通るに及んで始めて茲に國務省直轄の通商條約課が登場して之が國別委員に命じて、互惠通商協定締結に必要な量的及質的調査をなさしむるのステイヂに達する。國別委員は右の如き頗る緊要なる調査機關であるが、その調査内容は先づ相手國と合衆國との通商關係一般に始まり、更に兩國間に貿易せらるゝ各商品の詳細なる内容検討に及ぶ。即ち輸入貿易の立場よりは次の諸問題が考究せらるゝ。³⁸⁾

(一) 關稅引下の可能性ありと考へらるゝ輸入商品に關係を有する重要なる各産業の専門的内容の明細及最近の之等産業の業態經過を、その雇傭人員、支拂賃銀額、投資額及利潤等の立場より分析すること。

(二) 各輸入品の内國生産に對する最近の動向。

(三) 内國產品にして輸入品と類似性を有するものゝ競争の動向及現狀。

(四) 合衆國の最近の關稅上の待遇狀況。

(五) 最高率五割の關稅増減によつて受くる合衆國生産業者の利害程度。

(六) 輸入稅率引下により内國消費者の受くるであらうと考へらるゝ利益程度。

(七) 合衆國の無條件最惠國約款主義政策の一般化による關稅引下のために、最も恩惠を受くると考へらるゝ

第三國に關する調査。

他方、輸出貿易の立場よりは左の如き諸部面が分析検討せられる。

(一) 米國品の海外に於ける販賣に對する外國の關稅による阻害程度、從つて現在の關稅待遇は果して満足な
りやの問題。

(二) 若し外國の現行輸入關稅率が不満足なるときは、その引下が求めらるべきや。然りとすれば、その程度
如何。米國の輸出貿易を過度に阻止制約するものでないとすれば、現行關稅率を据置とすべきや。

(三) 次に關稅以外の通商阻害手段たる輸出入割當、清算及求償協定及爲替管理の檢討。之等手段が米國の輸
出貿易を特に制約するときは如何なる讓歩を相手國に申出づるべきや。之等制限の除去又は縮減、割當の増加、
或は最惠國約款主義待遇等の方法によるかの考究。

(四) 合衆國以外の輸入國に對する相手國の條約による義務負擔限界、從つて相手國が米國に關稅引下の讓歩
をなしたる時に於ける第三國との條約に對するその影響。

以上輸出入兩部面に於ける諸問題考究は實に多大なる時間と勞力との所産たる統計的勞作の形を以て具現せ
らるゝのであるが、この貴重なる調査資料に基き互惠通商協定締結の可能性檢討の礎石が据えられるのであ
る。

然らばこの地盤の上に如何なる條件が充さるゝとき互惠通商協定締結に導かるゝであらうか。之には三つの
不可缺條件が存する。

第一は、關稅改定交渉のために充分なる分野が存在することである。この分野存在は相手國が一種又は數

種の商品に於て米國に對する重要且主要なる輸出國なるときに於て認めらるゝものであり、しかも之等は何れも有税品たるを要する。即ち「主要供給國原則」(Principle of Chief Supplier)と云ふ技術的原則の適用を受くべき國たるの資格が要請されるのである。

第二は、相手國に於て米國品の販路擴張の潜在的可能性が充分存在するところである。即ち、米國品に對する販路が制限せられたるものであり、又は米國品が相手國市場に於て販路擴張上既に最大限界に到達したりと推斷せらるゝ充分なる根據ある場合に於ては、敢て互惠通商協定締結の必要を認めざるものである。

第三に、相互に、ヨリ緩和せられたる關稅率に基き通商關係を樹立せんとする意圖の存在を要する。之は既に述べたる如く、互惠通商協定締結可能性決定の最も重要なる要素たるべきものである。換言すれば、相手國の通商政策が如何なる限度に於て米國の互惠通商協定政策を是認するやといふことである。

かゝる必須條件の適合せらるゝに及んで、相手國との互惠通商協定締結の意圖が締結三十日前に公式に發表せられ、この協定締結により影響を受くべき利害關係者は文書を以て或は場合により口頭にて必要なる意見具申の機會を與へらるゝのである。この意見具申の過程に於ては二つの利害關係グループが見出される。一は輸入品を防遏して自己の既存利益を擁護せんと努むる傳統的的地方生産者であり、他は之に對立するしかも始めて現はれたる力強き叫び——海外に於ける通商障礙の緩和除去乃至は國際通商の回復——の主唱者たる輸出業者である。この對立は互に容易に溶け難きものであらう。何となれば、前者の利害と後者のそれとの一致は蓋し

不可能であるからである。

以上、互惠通商協定法の本質とその行政的運用技術に就て考察を加へたのであるが、一八一六年制定關稅法に於ては僅かに四頁半に過ぎなかつた關稅表は今や二百頁に迄擴大せられ、關稅改定技術は愈々複雑困難となり、従つて上下兩院が傳統的關稅改定に參與することは技術的に頗る困難を伴ふに到つたのである。殊にも一九二九年以來國際經濟の變轉頗る著しきに於て然りである。しかも、過去に於ける米國關稅改定の歴史は「政治と壓力と關稅」の三巴の鬭争を以て塗りつぶされたかの觀さへ與へられる³⁹⁾。その是正對策は絶えざる努力によつてなされつゝも遂に効を奏し得なかつたが、一九三四年の互惠通商協定法は米國通商政策史上に於て始めて、一部特殊利害關係者に代つて國家乃至は一般的利益に基いて關稅率改定及通商政策樹立を可能とならしめたのである。今や Comparative advantageこそが關稅政策の指導標とはなつた。輸入業者、輸出業者、輸出品の生産業者及一般消費者は過當なる價格維持を企てつゝあつた國內生産者による米國關稅政策の傳統的壟斷に一大鐵鎚を下し得る武器を持つに到り、この意味に於て米國の關稅改定機構はその比を見ざるほどの合理性を持つことゝなつたのである。

(29) Cuba に對してのみは傳統的及地理的考慮に基き特惠關稅率を認めてゐた。

(30) Gottfried von Haberler, *The Theory of International Trade*, New York, 1937, p. 364; William W. Lockwood, Jr., *The Foreign Trade Policy of the United States*, New York, 1936, p.p. 25—6.

- (31) 一九三五年六月迄大統領の外國貿易特別顧問たりし George N. Peek を主班とする一派の主張之なり。
- (32) H. J. Tasca, *Ibid.*, p. 302.
- (33) G. G. Huebner & R. L. Kramer, *Foreign Trade, Principles and Practices*, New York, 1931, p. 31; Francis B. Sayre, *The Protection of American Export Trade*, The University of Chicago Press, 1939, p. 23.
- (34) U. S. Department of Commerce, *Summary of United States Trade with World, 1937*, p.p. 39—41.
- (35) W. S. Culberston, *Ibid.*, p.p. 102—106 参照。
- (36) H. J. Tasca, *Ibid.*, p.p. 43—4.
- (37) H. J. Tasca, *Ibid.*, p. 55 より譯出掲載。
- (38) H. J. Tasca, *Ibid.*, p.p. 57—9.
- (9) E. E. Schattschneider, *Politics, Pressures and the Tariff*, New York, 1935.

三、互惠通商協定政策の實蹟とその國民經濟的意義

一九三四年六月米國の新通商政策として登場した「互惠通商協定」政策は、絶えざる米國政府の積極的努力と世界經濟の恢復及國際經濟のブロック化的傾向等によつて着々その功を奏し今日に於ては、左の第十表に見る如く二十一ヶ國と協定締結を見るに到り、今や米國總貿易額の約六割がこの通商ブロックにより占めらるゝことゝなつた。

然らば一九三四年より一九三九年迄の約六ヶ年に於ける互惠通商協定政策の實蹟は如何なるものであつた

(第十表) 互惠通商協定締結國名表⁴⁰⁾

國名	締結年月日	効力發生年月日
キューバ	1934. 8.24	1934. 9. 3
ベルギー	1935. 2.27	1935. 5. 1
ハイチ	1935. 3.28	1935. 6. 3
スウェーデン	1935. 5.25	1935. 8. 5
ブラジル	1935. 2. 2	1936. 1. 1
カナダ ¹⁾	1935.11.15	1936. 1. 1
オランダ及屬領	1936.12.20	1936. 2. 1
スウェーデン	1936. 1. 9	1936. 2.15
ホンジュラス	1935.12.18	1936. 3. 2
コロンビア	1935. 9.13	1936. 5.20
グアテマラ	1936. 4.24	1936. 6.15
フランス及屬領	1936. 5. 6	1936. 6.15
ニカラグア	1936. 3.11	1936.10. 1
フィンランド	1936. 5.18	1936.11. 2
エルサルヴァドル	1937. 2.19	1937. 5.31
コスタリカ	1936.11.28	1937. 8. 2
チェコスロヴァキア ²⁾	1938. 3. 7	1938. 4.16
エグアドラ	1938. 8. 6	1938.10.23
イギリス及屬領	1938.11. 7	1939. 1. 1
トルコ	1939. 4. 1	1939. 5. 5
ヴェネズエラ	1939.11. 6	1939.12.16

註 1) 本協定へ1938年11月17日ニ改定セラレ、更ニ1939年12月30日ニ追加協定締結セラレタリ。

2) 1939年4月22日ヲ以テ効力停止セラレタリ。

か。これを統計的基礎の上に立つて evaluate することは絶對的意味に於ては不可能である。何となれば、互惠通商協定締結國との貿易もまた米國の總貿易の一環として行はるゝものであり、従つて米國の貿易全般に作
用する諸經濟要因の影響度の中、協定締結國との貿易のみに對するものを嚴密に分離せしむることは困難否、
不可能であり、殊にも近時の如く國際通商が著しく複雑性を帯びつゝあるに於て然りである。然しながら、互
惠通商協定政策が米國の貿易に對して如何なる程度に於て影響を與へつゝあるかの概觀的考察は可能と考へら
るゝが故に、以下この立場に於て検討を進めやう。

先づ綜觀的に、互惠通商協定國と非協定國との米國貿易の趨向を統計上より分析して見る意圖の下に次の第
十一表を掲げる。

本表を概觀すると次の諸事實が提供せられる。

(一) 一九三六・七兩年度に於ては輸出入共に、非協定國の占むる價額比率が頗る大なること、即ち、一九三
六年度には輸出六三・六%、輸入五七・一%、また一九三七年度は輸出六二・五%、輸入六〇・五%となつて
ゐる。

(二) 一九三八・九兩年度に於ては、右に對立して通商協定締結國との貿易價額比率が著しく増大し、輸出は
一九三八年には五六・八%、翌三九年には五九・八%、また輸入に於ては一九三八年に五八・九%、三九年に
は五九・四%となつてゐること。

1934年 及 1935年平均	增 減 百 分 率				
	1939年 對 1938年	1938年 對 1937年	1937年 對 1936年	1936年 對 1934-5年平均	1939年 對 1934-5年平均
757 ¹⁾	+ 8.1%	+40.1%	+40.6%	+17.9%	+62.8%
992 ²⁾	- 4.5%	-36.1%	+29.3%	+57.5%	+31.7%
2,208	+ 2.7%	- 7.5%	+36.2%	+11.2%	+42.0%
774 ¹⁾	+20.1%	- 5.3%	+18.1%	+34.5%	+21.6%
772 ²⁾	+15.6%	-56.8%	+34.0%	+80.3%	+12.5%
1,851	+18.3%	-36.4%	+27.3%	+30.9%	+15.6%

(三) 更に、貿易價額増減率の状態を觀るに輸出部面に於ては一九三六年對一九三四年—三五年平均比率を除外すれば、其他の年度比較に於て協定締結國はヨリ高率の増加を示し、また輸入部面にては一九三六年對一九三四年—五年平均、並に一九三七年對一九三六年比率以外は増加傾向乃至はヨリ少き減少を示してゐる。

右の諸事實に對する解答は、一九三六年度に於ては拾ヶ國と協定締結することゝなつたが、カナダ・オランダ及フランスを除いた他の協定國は、貿易額上よりは餘り重要性を有せざること、一九三六年頃より自給自足經濟・國防經濟政策が世界の一部分に目覺しく進展するに到り、非協定國たる獨逸・伊太利・蘇聯邦等への軍需製品及其他全製品の輸出が著しく活潑となり、

(第十一表) 米國外國貿易推移⁴¹⁾ (1934年—1939年)

	貿易額 (單位百萬弗)			
	1939年	1938年	1937年	1936年
輸出 (再輸出ヲ含ム)				
互恵通商協定國	1,901 (59.8%)	1,758 (56.8%)	1,255 (37.5%)	893 (36.4%)
非協定國	1,277 (40.2%)	1,336 (43.2%)	2,090 (62.5%)	1,563 (63.6%)
總額	3,177	3,094	3,345	2,456
輸入				
互恵通商協定國	1,387 (59.4%)	1,155 (58.9%)	1,218 (39.5%)	1,031 (42.9%)
非協定國	931 (40.6%)	806 (41.1%)	1,865 (60.5%)	1,392 (57.1%)
總額	2,318	1,960	3,084	2,423

註 1) エクアドラ・イギリス (ニューファウンドランド及植民地含ム) トルコ及ヴェネズエラ諸國ヲ含マズ
 2) エクアドラ・及イギリス (植民地ヲモ含ム) ヲ含マズ。

しかも輸出單價が比較的高かりしために、この兩年度の非協定國への輸出は激しい増加を示したのであつた。然るに一九三八年及三九年度に於ては、米國の最大貿易相手國たる英國と協定締結を見たる外、カナダ・オランダ・フランスを始めその他の協定國への輸出も、世界景氣の上昇及ブロック經濟の進行と戰爭の危險増大のため著しく増加を見ることとなりたるため、協定國全體への輸出は非協定國のそれを凌ぐことゝなつた。他方、輸入の側に於ては、一九三四年及三六年共に、米國は未曾有の旱魃による農産食料品の缺乏を補ふがために、一九三六年及三七年度に於ては例年より多額の農産物が輸入せられざるを得なかつたために、非協定國の比率の増加を見たことは當然であらう。即ち一九

三五年の米國農産物輸入額十億七千二百萬弗に對し、一九三六年及三七年には夫々十二億四千三百萬及十五億八千百萬弗を示してゐることによつても之が明らかとなる。

以上の考察を中核として次の如き結論が導き出されやう。

(一) 一九三四年以來一九三九年に到る迄の米國の輸出貿易増進は、世界景氣恢復、ブロック經濟、國防經濟、戰爭危險増大等の諸要因によることも認めざるを得ないが、互惠通商協定政策の進展強化もその原因の一部たることは是認せらるべきである。

(二) 輸入貿易は全體として一九三四年以後一九三七年を除いては著しき増加を示さないが、協定國よりの輸入額は一九三八年以來激増しつゝある。之は主として、英領植民地・カナダ等よりの輸入増加によることが明らかである。

更に、主要協定國との貿易趨向をうかがふに、まづ二十一に及ぶ協定國はその米國との貿易商品の立場から二つに分類せられる。即ち第一類は米國に對して食料品及原料品を輸出する國にして、キューバ、ハイチ、ブラジル、カナダ、オランダ屬領、ホンデユラス、コロンビア、グアマテラ、フランス屬領、ニカラグア、フィランド、エルサルヴァドラ、コスタリカ、エクアドラ、トルコ、イギリス屬領及ヴェネズエラ之に屬し、第二類は、ベルギー、オランダ、スウイス、フランス及イギリスの五歐洲諸國よりなるものにして、之等の國々は完製特殊品を米國に輸出するものである。

第一類の諸國との協定に於ては、米國は輸入食料及原料品、また相手國は米國よりの輸入全製品に對する夫々輸入税率引下を行ひたるものにして、第二類に屬する協定國は英國は別として、ベルギー、オランダ、スウキス、及フランスの諸國は夫々通貨價值切下を餘儀なくせられ輸出貿易の不振に惱み、また他方輸入に於ては割當、許可制度を採用しつゝあつたもので之等諸國より輸入の完製特殊品に對しては、夫々税率の低減が行はれたのである。米國品に對してはベルギーを除き他の三國は關稅に於ては既に以前より緩和しつゝあつたが、その他の通商上の制約例へば輸入割當、輸入許可制の強化政策に出でたるものなるを以て、米國政府はこの點の讓歩を受けたのである。然らばかゝる讓歩關係に立つ各主要協定國との貿易は如何なる推移を辿りつゝあるかを検討するために左に第十二表を掲げることとする。

此統計分析表より得らるゝ協定國との貿易實蹟及動向に對する結論は次の如くである。

(一) 米國よりの主要輸出超過國たるカナダ及フランスとの貿易關係は協定締結以來、輸出額の相對的增加の結果として依然出超尻を示してゐる。イギリスの場合は、出超關係にあるも、輸出入額は増加傾向を示してはゐない。

(二) 政治的及地理的に特殊關係にあるキューバとの貿易は、依然、輸入超過尻を示しつゝあるも、輸出は著しく増加傾向にあるため、従つて輸入超過額は漸減状態にある。

(三) 輸入超過尻を示してゐる相手國たるブラジル、スウキス、蘭印、コロンビア、グアテマラ、フィンランド、

輸 入 (單位百萬弗)							貿易屨 (單位百萬弗)		
1934 —35年 平均	1936年	1937年	1938年	1939年	1937年 對 1936年	1939年 對 1938年	1937年	1938年	1939年
774	1,031	1,218	1,155	1,387	+ 18.1 %	+ 20.1 %	+ 37	+ 603	+ 514
92	128	148	106	105	16.1	- 0.7	- 56	- 30	- 23
33	59	75	42	63	+ 27.5	+ 51.8	+ 20	+ 35	+ 2
1	2	3	3	3	+ 59.3	+ 2.2	+ 1	+ 1	+ 2
38	48	59	45	42	+ 21.7	- 6.4	+ 5	+ 19	+ 55
96	102	121	98	107	+ 18.3	+ 9.8	- 52	- 36	- 27
259	376	399	260	340	+ 6.0	+ 30.7	+ 111	+ 208	+ 153
93	137	191	124	145	+ 39.6	+ 17.2	- 37	+ 44	+ 26
35	50	53	31	29	+ 6.0	- 8.0	+ 41	+ 66	+ 68
46	70	115	69	93	+ 65.0	+ 35.2	- 90	- 41	- 58
11	15	20	21	20	+ 30.2	- 4.3	+ 14	+ 22	+ 18
16	21	27	23	31	+ 30.0	+ 32.9	- 17	- 12	- 12
7	6	6	6	7	- 6.6	+ 23.5	0	0	- 1
49	43	52	49	49	+ 21.5	- 0.8	- 13	- 8	+ 2
5	8	10	10	11	+ 14.9	+ 12.6	- 2	- 3	- 2
68	76	95	71	81	+ 24.1	+ 13.8	+ 86	+ 77	+ 118
60	65	76	54	62	+ 15.9	+ 15.5	+ 88	+ 80	+ 120
2	2	3	2	3	+ 63.7	+ 17.1	+ 1	+ 1	+ 1
11	15	18	18	21	+ 14.0	+ 14.3	- 6	- 6	- 8
4	5	9	6	7	+ 70.5	+ 22.7	- 5	- 2	- 3
3	3	4	4	3	+ 32.5	- 21.3	+ 1	+ 1	+ 7
(1)	(1)	(1)	3	4	-	+ 36.0	(1)	0	+ 2
(1)	(1)	(1)	118	150	-	+ 26.6	(1)	+ 403	+ 355
(1)	(1)	(1)	7	9	-	+ 31.3	(1)	+ 1	0
(1)	(1)	(1)	161	208	-	+ 28.9	(1)	- 90	- 136
772	1,392	1,865	806	931	+ 34.0	+ 15.6	+ 225	+ 530	+ 946
1,851	2,423	3,084	1,960	2,318	+ 27.3	+ 18.3	+ 261	+ 1,134	+ 859

(第十二表) 對互惠通商協定締結國貿易趨向表⁴²⁾

アメリカ互惠通商協定政策の研究 (木曾)

國名	互惠通商協定効力發生日	輸 出 (單位百萬弗)						
		1934—35年平均	1936年	1937年	1938年	1939年	1937年對1936年	1939年對1938年
協定國合計		757	893	1,255	1,758	1,901	+40.6%	+8.1%
キューバ	1934. 9. 3	53	68	92	76	82	+36.9	+7.0
ベルギー	1935. 5. 1	54	59	95	77	65	+61.7	-16.1
ハイチ	1935. 6. 3	3	4	4	4	5	+3.6	+41.1
スウェーデン	1935. 8. 5	36	43	64	64	97	+49.6	+50.5
ブラジル	1936. 1. 1	42	49	69	62	80	+40.0	+29.8
カナダ	〃	313	384	510	468	493	+32.6	+5.5
オランダ及屬領	1936. 2. 1	75	82	154	168	171	+88.4	+2.3
本國	〃	50	53	94	97	97	+76.7	+0.8
蘭印	〃	10	14	25	28	35	+82.2	+28.9
西印度諸島	〃	14	14	34	43	38	+141.6	-10.3
スウェーデン	1936. 2. 15	8	8	10	11	19	+25.6	+75.6
ホンジュラス	1936. 3. 2	6	5	6	6	6	+13.6	-7.6
コロンビア	1936. 5. 20	22	28	39	41	51	+41.4	+25.5
グアテマラ	1936. 6. 15	4	5	8	7	9	+67.2	+25.0
フランス及屬領	〃	127	144	181	148	199	+25.8	+34.4
本國	〃	116	130	164	134	182	+26.9	+35.8
ニカラグア	1936. 10. 1	2	3	4	3	4	+39.0	+53.1
フィンランド	1936. 11. 2	6	8	12	12	13	+64.5	+12.1
エルサルヴァドル	1937. 5. 31	3	3	4	4	4	+29.8	+18.3
コスタリカ	1936. 8. 2	3	3	5	5	10	+47.9	+79.6
エクアドラ	1938. 10. 23	(1)	(1)	(1)	3	6	—	+78.2
イギリス	1939. 1. 1	(1)	(1)	(1)	521	505	—	-3.0
ニフェン フアランドランド	〃	(1)	(1)	(1)	8	9	—	+16.2
植民地	〃	(1)	(1)	(1)	71	72	—	+1.1
非協定國合計		992	1,563	2,090	1,336	1,277	+29.3	-4.5
合計		2,208	2,456	3,345	3,094	3,177	+36.2	+2.7

註 (1)協定締結前又ハ締結後未ダ見ルベキ結果ヲ發生スルニ足ル時間的經過ナキタメ除外ス。

エルサルヴァドル及英領植民地との貿易關係は協定締結以後に於て、フィンランド及英領植民地以外は輸入額が、減退又は増加率鈍化を示し、輸出漸増の傾向にあるため輸入超過尻は減少しつゝある。

(四) 輸出額の激増状態を辿つてゐる協定國は、スウェーデン、オランダ本國、フランス本國及西印度諸島であり、漸増傾向にあるものは、ハイチ、コスタリカ、エクアドラである。之に對して、ベルギーは一九三九年に於て前年迄の輸出超過状態が著しく減退しつゝある。

以上、統計を通して互惠通商協定締結國との貿易の推移及實蹟を綜觀したのであるが、然らば、アメリカの國民經濟に對して互惠通商協定政策は如何なる影響を與へつゝあるかといふ課題をとり上げて見るに、既に述べたる如く相對的な検討に止らざるを得ない。何となれば、アメリカ合衆國の貿易全體に作用すべき幾多の經濟的要因を互惠通商協定締結國との貿易に就てのみ抽出して考察の資料に供することはむしろ不可能事に屬するからである。従つて以下、相對的立場よりして可能なる範圍内に於ける考究を試みやう。

アメリカの國民經濟的立場より見て、互惠通商協定政策と最も重要な關係を有する問題は、農業、工業兩部面及それと關聯しての勞働問題である。

關稅と農業との問題は多くの國に於けると同様、アメリカに於ても傳統的論争の的であり、保護關稅主義思想は既に論及した如く、アメリカ農業者の間に深く根を下ろしてゐるものである。従つて、互惠通商協定による農産物輸入稅率引下政策に對しても反對論が尠しとしない。先づその主なる論據は一般的に輸入増加を齎す

政策は、アメリカ國內の農業及労働に對して思はしからざる影響を及ぼすものであるといふ所に存する。然し、アメリカの輸入品の大半は原料品及非競争品によつて占めらるゝものであり、⁴³⁾ ゴム、コーヒー、錫、生絲等の如き國內にて生産せられざる原料品、又は全製品及加工品にてもその生産費高きに失するか或は量的に國內消費を充し得ざる生産状態にあるものに限られてゐるのであつて、この點に於ては互惠通商協定政策による關稅讓歩は頗る慎重を極めてゐるものである。成程、一九三五年より一九三七年にかけては農産物乃至は食料品の輸入は頗る増加したのではあるが、之は直接的には一九三四年及一九三六年の大旱魃による唐黍、小麦、大麦、秣、飼料、肉製品、牛脂等の不足を補ふ目的にてなされたるものであり、之が家畜飼育上如何に大なる役割を果したかは言を俟たぬ所である。之に加ふるに、國內の經濟的恢復による原料品の需要増大も考へられねばならぬ。一九三七年に於てはむしろ國內經濟回復が主因をなし、之に前年度の大旱魃が加はつて農産物輸入高は一九三〇年以來の最高記録七億九千五百萬弗を示し、總輸入額の二四・一%に達したが、輸入額の約五割は全くの非競争品であつたのである。即ち生ゴム（八・二%）コーヒー（五・〇%）生絲（三・五%）の如き之であり、砂糖輸入額は全輸入額の一〇%に達したるも、之は糖業保護法の管理下にあり従つて國內生産者にとつてはむしろ利益を齎らしつゝある。更に、他の一割は、正常時に於て米國が輸出しつゝあつた農産物が一九三六年の大旱魃に災せられて已むなく輸入に俟つたものである。從來アメリカの輸入農産物の二割五分に相當するものは、實に國內消費不足量を充すためになされたもので、之は高率關稅を乗り越えつゝ輸入せられ

てゐたことを認識すべきであらう。輸入がアメリカ農業經濟に悪影響を與へるものとの論斷は以上によつてその誤謬が明らかとなつたことゝ考へらるゝが、この謬論は農産物及工業品の國內販路の擴大は工業活動の増大に俟つべきものであるといふ前提を無視したるものであり、従つてかゝる國內市場の本質を靜態的乃至は固定的に考へた誤謬に陥つてゐるものと云ふべきであらう。國內販路の擴大縮減は國民の購買力に基調を据えるものであり、購買力は更に國民所得と物價即ち生活費との關聯に於て増減する。故にもし國民購買力を増加せしめて國內販路を擴大するの實際的方法が見出さるゝときは、工場労働者及農業労働者共に利益を受くべく、蓋し生産増加はヨリ多くの労働を要求し、従つて生産者はヨリ多くの賃銀支拂に應じ得るものでありかくてヨリ多くの購買力を喚起するからである。經濟活動の増大は總ての労働者に利益を齎すべく、高物價及原料品需要増大に伴つて輸入も勢ひ増加することゝなるが、かゝる状態下に於ては生産者は内外販路の全體的擴大によつて利益を受け、支拂賃銀高も従つて増すことゝなる。この例證は、既に詳論した如く一九三〇年の Hawley-Smoot 關稅法による貿易及國內經濟への影響によつて明らかであらう。本關稅法を基調とする米國の通商政策は米國品に對する外國の購買力を減退せしめ、諸外國をして遂に報復手段をとらしむるに到らしめ、世界經濟不況の深化を早めたと言ひ得やう。一九三二年及一九三三年に於ては實に一千三百萬人の失業者が現はれた事實を、輸出貿易が一九二九年の五十二億弗より一九三二年及一九三三年の十六億弗に急轉下し、また輸入貿易も一九二九年の四十四億弗より一九三二年及一九三三年に夫々十三億弗及十四億弗に顛落した事實と併せ考へ

るとき貿易と労働問題との關聯の重要性が認識せらるべきである。米國労働省の發表指數は過去十ヶ年に於ては米國の輸入貿易の消長と就業労働者數の増減と同一傾向にある事實を示してゐるが、之は輸入貿易の國民經濟的意義考察上頗る興味深く且貴重なる資料である。⁴⁴⁾

アメリカの就業労働者は一九三七年に於ては四千六百萬人と算定せられてゐるが、⁴⁵⁾この中、運輸、卸・小賣業、金融・公益事業等の如き所謂廣義の *service industries* に従事する労働者は約半數の二千萬人を占むるが、之等の人々は高率關稅政策によつて保護せらるべくもなく、むしろ消費者として苦杯を嘗むべく、また千百萬人は農業生産に従つてゐるが、この農業者の大半は輸入貿易と關係を有する農業生産部門に就業するものには非ずして、一九三〇年關稅法が如實に示してゐるやうに、高率關稅政策によつて土地所有者として、小作人として乃至は農場雇傭労働者として恩惠よりはむしろ打撃を蒙る立場にあるものである。残る千五百萬人の就業労働者中、千百萬人は製造工業に従事し殘餘は林業・水産業・採鑛業・建築業の諸部門に屬してゐる。かつ、この千五百萬人中約六割強は高度の保護關稅政策によつては効果的に保護せられざる部門の生産分野に従事してゐるものであり、更に、残る約五百萬人の半數即ち二百五十萬人―最大限度の推定にて―のみが高率關稅政策の恩惠に浴し得る工業生産に従事してゐると算定せらるゝが、これは實に米國の全就業労働者の約五%に相當するに過ぎない。⁴⁶⁾ さりとてこの二百五十萬人の就業労働者の利益を無視することは國民經濟上また考慮せらるべきことたるは勿論ではあるが、禁止的高率關稅政策が之等グループの労働者の利益をも保護し得ない論證

は既に一九三〇年の Hawley Smoot 關稅法の影響が明らかに物語つてゐる所である。⁴⁷⁾

また、禁止的高率關稅政策がアメリカ國民の生活程度向上を助長せしむるといふ論者も見らるゝ所なるも、之に對しては諸外國に比してヨリ高率の賃銀を支拂つてゐるアメリカの生産品が、如何にして生活程度のヨリ低き外國に輸出せらるゝかの背景を考察すべきであらう。アメリカに於ける貨幣賃銀は高率なるも、機械及諸種の勞働節約手段の利用、竝に大量生産による諸節約は勞働の單位當りの生産額を異常に増加し、従つて單位當り生産費の低下となつて現はれるのである。かくてこそ、アメリカの製造工業者は國際水準以上の賃銀を支拂ひつゝも自動車、タイプライター、及諸他の機械を世界市場に輸出し得るのである。⁴⁸⁾

若し、關稅が賃銀水準を決定するものとすれば、アメリカの高賃銀は高率關稅に依存するものといふべく、従つて保護産業に於けるものに比して高かるべきものである。然るに實際に於ては、アメリカに關する限り、この假定は明らかに覆されて全く反對の現象を呈してゐる。一九三七年の調査に依れば保護製造工業に於ける勞働者の一人當り平均週給は二〇弗八八仙なりしに、アメリカ全體の製造工業に従事する勞働者への支拂平均週給は二五弗一四仙となつてゐるが、⁴⁹⁾之は賃銀率と關稅との關係、従つて關稅政策と勞働との關聯、換言すれば互惠通商政策の米國勞働經濟への影響を雄辯に物語るものであらう。

以上、三章に亘つてアメリカ互惠通商協定政策の歴史的概觀、その本質及運用竝にその實蹟を綜觀し、終りにその國民經濟的意義につき考察を加へたのであるが、一九三四年六月にアメリカ國內經濟恢復の緊急手段と

(第十三表) 地域別協定國との貿易趨勢

地域別	輸出 (單位百萬弗)				輸入 (單位百萬弗)			
	1938年	%	1939年	%	1938年	%	1939年	%
協定國合計	1,758	100	1,901	100	1,155	100	1,387	100
歐羅巴 ¹⁾	916	52.1	978	51.5	331	28.7	398	28.7
北米 ²⁾	468	26.6	493	25.9	260	22.5	340	24.5
中南米 ³⁾	211	12.0	257	13.5	287	24.9	299	21.6
其他 ⁴⁾	163	9.3	173	9.1	277	23.9	350	25.2

- (備考) 1) ベルギー、スウェーデン、オランダ本國、スウエス、フランス本國、フィンランド及イギリスヲ含ム。
 2) カナダ。
 3) キューバ、ハイチ、ブラジル、ホンヂュラス、コロンビア、グアテマラ、ニカラグア、エルサルヴァドラ、コスタリカ、エクアドラヲ含ム。
 4) オランダ屬領、フランス屬領及イギリス屬領、植民地ヲ含ム。

アメリカ互惠通商協定政策の研究 (木曾)

してアメリカ通商政策史上に比類なき獨裁的通商協定締結権を大統領に賦與し、今日迄三度びその繼續が認めらるゝことゝなつたのである。果して然らば、現在に於てもこの互惠通商協定政策はその當初の目的と意圖——即ち純粹なる經濟的背景と要素のみによつて運用せられつゝあるであらうか。上掲第十三表が示す如く、一九三八年及一九三九年に於ては、アメリカ大陸を一環とする貿易が堅實なる上昇傾向を辿り、輸出に於ては約四〇%を、輸入に於ては四五%以上を占め、輸入貿易の進展は頗る活潑となりつゝあることが觀取せらるゝ。

之はまさに互惠通商協定政策の全般的動向たる輸出増進、輸入現勢維持現象とは反したる方向に進みつゝあるものなるも、之が何等の政治的背景を含むものではないと誰が斷定し得やう。最今や政治的ブロック化、従つて經濟的ブロック化は、國際政治經濟機構の基底となつてゐる。アメ

リカに就てもまた「政治は經濟に先行する、否すべきだ」のイデオロギーの表面化は既に米國の識者間に憂へられつゝある所である。⁵⁰⁾ここにアメリカ互惠通商協定政策の今後の行方が定めらるゝ秘鍵が存してゐやう。

- (40) U. S. Department of Commerce, Foreign Commerce Weekly, Vol. 1, No. 1 (Oct. 5, 1940), p. 4f.
- (41) U. S. Department of Commerce, Summary of United States Trade with World, 1937, p. 38; Commerce Reports, Feb. 17, 1940, p. 169 より採録又は算出。
- (42) U. S. Department of Commerce, Summary of United States Trade with World, 1937, p. 38; Commerce Reports, Feb. 17, 1940, p. 169.
- (43) 米國輸入品類別百分率表。
- | 品 別 | 一九三四年 | 一九三五年 | 一九三六年 | 一九三七年 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 粗原料品 | 二八・二 | 二八・六 | 三〇・二 | 三二・三 |
| 粗食料品 | 一五・五 | 一五・八 | 一四・四 | 一三・七 |
| 精製食料品 | 一六・一 | 一五・六 | 一五・九 | 一四・六 |
| 半製 品 | 一八・八 | 二〇・一 | 二〇・二 | 二一・一 |
| 全 製 品 | 二一・四 | 一九・九 | 一九・二 | 一八・三 |
- (44) Francis B. Sayre, The Protection of American Export Trade, The University of Chicago Press, 1939, p. 70.
National Industrial Conference Board の發表による。
- (45) U. S. Department of State, Press Release, No. 157 (April 18, 1939), Address by Lynn R. Edminster, Special Assistant

- to the Secretary of State, "Labor's Stake in Trade Agreements and Foreign Trade," p. 7.
- (47) Lynn R. Edminster, *ibid.*, p. 8.
- (48) F. B. Sayre, *ibid.*, p. 71.
- (49) Lynn R. Edminster, *ibid.*, p. 9; F. B. Sayre, *ibid.*, p.p. 71—2.
- (50) Percy W. Bidwell, "Our Invisible Tariff," p.p. 786—7, in "Foreign Affairs" (*An American Quarterly Review*) Vol. 17, No. 4, July, 1939.